

山梨県立美術館所蔵作品デジタル撮影等業務委託
仕様書

1. 業務名

山梨県立美術館所蔵作品デジタル撮影等業務

2. 目的

本事業は、山梨県立美術館（以下「美術館」という。）が所蔵するミレー作品のデジタル化により、ミレーコレクションの魅力発信と認知度向上をはじめとして、新たな鑑賞や体験の機会を創出するとともに、美術館の魅力を広く発信し誘客を通じた地域活性化につなげることを目的に実施する。

3. 委託期間

契約締結日から令和5年1月31日（火）まで

4. 委託内容

美術館が所蔵する作品（絵画）のデジタル化を行う。

5. 仕様

（1）基本仕様

- デジタル化する所蔵作品は下記3点とする。
 - ジャン＝フランソワ・ミレー 《眠れるお針子》 油彩・麻布 45.7×38.1cm
 - ジャン＝フランソワ・ミレー 《ダフニスとクロエ》 油彩・麻布 82.5×65.0cm
 - ジャン＝フランソワ・ミレー 《角笛を吹く牛飼い》 油彩・板 38.1×27.9cm
- 美術館の主要作品のアーカイヴ（記録）とするとともに、データの活用も行うため、本物の作品を精密に再現した超高精細画像を撮影する。
- 撮影機材には高解像度カメラを使用し、カメラ操作、ライティング、データ処理を高速かつ安定して実施すること。
- ライトは紫外線をカットし作品に安全なものを使用すること。
- 最高解像度のマスターデータ用は、解像度 8,000dpi 程度とすること。
- ファイルフォーマットは Raw16bit とし、色彩情報を正確に取得すること。
- 画像処理には「PTGui」と同程度の処理ソフトを使用し、正確なステッチを行うこと。
- 画像は世界的な基準である「CHARISMA Project」に適合した処理をすること。
- 撮影位置を可能な限り多く確保することで視差情報を取得し、油彩画のタッチやマチエ

ールを高レベルで再現すること。それによって撮影データをもとにしたコンテンツの開発が実現できるものとする。

- ・デジタル撮影の作業工程や進め方等については、美術館と協議して決定すること。
- ・デジタル化にあたっては、美術館の学芸員等の立ち合いのもと、美術品の取り扱いに専門的知識を有する者を選定する等、取り扱いに細心の注意を払うこと（作品に直接触れないこと）。

(2) その他

デジタル化したデータを活用し、作品の魅力を伝え、来館者の増加、新たな鑑賞体験の提供につながる活用方法を提案し、本事業の中で実施することができるものとする。

6. 撮影場所

山梨県立美術館（山梨県甲府市貢川1丁目4-27） コレクション展示室

7. 実施日程

撮影日：令和4年11月21日（月）・28日（月）

ただし、撮影は21日（休館日）の1日で実施するものとし、28日は予備日とする。詳細な時間は協議の上決定する。また、撮影機材の搬入など事前の準備が必要な場合は前日の作業について協議する。

8. 計画準備

本業務を遂行するにあたり必要な作業の方法、人員配置、工程等について適切かつ詳細な作業実施計画書を立案し、美術館の承認を得ること。

9. 成果物

(1) デジタル化したデータ一式

- ①最高解像度のマスターデータ
- ②横40,000画素程度の高解像度データ
- ③横20,000画素程度の高解像度データ
- ④横8,000画素程度のデジタルコンテンツ開発用のデータ
- ⑤横2,000画素程度のホームページの掲載用データ
- ⑥カラーチャートなど色彩の情報

(2) 提案したデジタル化したデータの活用方法のうち、本業務の中で実施した場合はその成果物一式

(3) 完了報告書

- ・納期限は令和5年1月31日とする。
- ・データ提供のファイル形式、容量等は、美術館と受託者において協議の上決定する。
- ・上記データは美術館が利用可能な形式（JPEG、TIFF など）に変換したものを併せて納品すること。
- ・上記データを Windows、Apple それぞれに対応する形で書き出し、ハードディスクあるいは SSD などの記録媒体にて正・副あわせて2部納品すること。記録媒体についてより適正な提案がある場合は、美術館と受託者において協議の上、納品形態を決定する。
- ・色彩や明るさなど、納品物について美術館側から指示が出された場合は、その調整を行うこと。

10. 著作権の帰属

デジタル化した画像などのデータの他、作成したコンテンツの所有権、著作権、その他の権利は、美術館に帰属するものであること。

11. 受託者の責務

- ・受託者および業務従事者は名札を着用すること。
- ・受託者が故意または過失により、作品資料および施設・設備に損傷を与えた場合は、美術館に報告のうえ、美術館の指示に従いすみやかに原状復帰を行うこと。
- ・業務遂行上知り得た事項を他人にもらさず、あるいは撮影したデータを美術館に無断で使用および他人に閲覧させてはならない。
- ・データの持ち出しおよび使用の必要が生じた際には、美術館に許可願いを提出すること。

12. 検査

- ・業務完了後に検査を行うことを基本とするが、本事業の期間途中においても、受託者は、必要に応じて美術館の確認等を受けること。
- ・その際に、美術館から指示のあった事項については、速やかにその指示に従うこととし、その費用は受託者の負担とすること。

13. その他

- (1) 本業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、本業務の一部の再委託については、美術館の承諾を得ることとする。
- (2) この仕様書に定めのない事項や、疑義が生じた場合については、別途、美術館と受託者において協議の上、決定する。